

被災中小企業組合等共同施設等復旧支援費補助金公募要領

宮城県では、東日本大震災により被災された中小企業組合の共同施設・設備の復旧を支援するため、「平成23年度被災中小企業組合等共同施設等復旧支援事業」を実施するにあたり、「交付申請書」の提出について、以下のとおり公募を行います。

1 事業の目的

東日本大震災により甚大な被害を受けた地域において、「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」（以下「激甚法」という。）第14条の規定に基づく補助事業の実施とともに、当該補助事業で補助要件に該当しない、あるいは補助対象として規定のない中小企業組合等の被災共同施設等の復旧事業に要する経費（以下「災害復旧事業費」という。）に対しても県単独で補助を行うことにより、県内被災中小企業組合のさらなる復旧を促進することを目的とします。

2 公募の要件

◆ 補助の対象となる中小企業組合等の種別

補助の対象となるのは、事業協同組合、事業協同小組合、協同組合連合会、協業組合、商工組合及び商工組合連合会の他、企業組合、信用協同組合及び商店街振興組合（以下「組合等」という。）とします。

◆ 補助の対象となる施設

上記の組合等の所有する被災した共同施設のうち、下記の範囲が補助の対象となります。

【共同施設の範囲】

- (1) 建物
- (2) 建物以外の工作物
- (3) 土地（土地の復旧等に関し、新規の用地取得を含まない。）
- (4) 設備（業務に不可欠な機械及び装置（道路運送車両法（昭和26年法律第185号）に定める特殊自動車及び特種用途自動車を含む。）を含む。）

なお、災害を受けた共同施設の残存物件の取壊しに要する費用、整地費、排土費を附帯工事費として算入するものとする。

※設備とは次に示すものを対象とします。専ら組合事業のために用いられ、**組合等の固定資産や償却資産として資産計上されていることが公的に確認できることが必要です。**

- ①建物の附属設備のうち独立しているもの
- ②機械及び装置（共同施設に付属するもの。工具、器具及び備品を含まない。）のうち業務に不可欠なもの
- ③下記のいずれかに該当する車両で業務に不可欠なもの（次の【共同施設の種類と内訳】の（2）、（3）に該当する場合に限る。）
 - ・特殊自動車：道路運送車両法施行規則（昭和26年運輸省令第74号）別表第1中の大型・小型特殊自動車
 - ・特種用途自動車：「自動車の用途等の区分について（依命通達）」の細部取扱いについて（平成20年国自技第248号）に規定された特種用途自動車

【共同施設の種類と内訳】

補助の対象となる共同施設は以下に規定されるものです。

- (1) 組合が所有し、専ら組合事業に使用される組合会館及び組合事務所
- (2) (1) のほか、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律施行令（以下「激甚法施行令」という。）第27条に規定する倉庫、生産施設、加工施設、販売施設、検査施設、共同作業場及び原材料置場に該当しないその他の共同施設で組合事業に必要不可欠なもの
- (3) 信用協同組合、企業組合及び商店街振興組合においては、激甚法施行令第27条に規定する倉庫、生産施設、加工施設、販売施設、検査施設、共同作業場及び原材料置場に該当する共同施設で組合事業に必要不可欠なもの

(参考) 共同施設の種類

共同施設の種類		共同施設の内訳
国庫補助事業対象施設	(1) 倉庫	商業倉庫、製品倉庫、原材料倉庫、備品倉庫その他の商業、工業、鉱業、運送業、サービス業その他の事業の用に供する倉庫
	(2) 生産施設・加工施設	鉱業施設、製造業（日本標準産業分類大分類E分類番号0911～3299）の用に供される製造施設
	(3) 販売施設	共同市場、共同店舗、教養文化施設、スポーツ施設、アーケード、カラー舗装、駐車場、イベント広場、公園、緑地、公衆便所、その他商店街の機能を高める施設
	(4) 検査施設	製品検査施設、原材料検査施設、機械装置検査施設、車両運搬具検査施設、工具検査施設、器具検査施設、備品検査施設、臨床検査施設
	(5) 共同作業場	配送センター、出荷施設、集荷施設、廃棄物処理施設、共同車検場、こん包場
	(6) 原材料置場	原材料受入れ施設、原材料貯蔵施設、原材料運搬施設
基金事業対象施設	(7) 事務所・会館	組合が所有し、専ら組合事業に使用されるもの
	(8) その他	上記(1)～(7)に属さない共同施設で組合事業に必要不可欠なもの（特殊自動車及び特種用途自動車を除き、補助対象とする共同施設に付属又は密接に関連しない単独の設備等は対象としない）

※企業組合、信用協同組合及び商店街振興組合は上記表中の(1)から(8)までに該当する共同施設が補助の対象となりますが、その他の組合においては表中の(7)、(8)だけが補助の対象となる共同施設です。

◆ 補助の要件

以下の要件を全て満たした組合等の被災共同施設が補助の対象となります。

企業組合等、本事業で新規に対象となる組合においては、激甚法施行令第27条

に規定する共同施設も補助対象とするほか、複数の共同施設を対象とする場合は、施設ごとの事業実態から補助要件を確認します。

また、組合会館及び組合事務所において、他団体の長期入居や員外利用者の利用率が一定割合を超える部屋等がある場合は、補助対象とする面積から当該箇所面積を除きます。

- (1) 被災した共同施設の災害復旧事業費が100万円以上であること。
- (2) 共同施設のうち組合会館及び組合事務所においては、施設内で員外利用者の利用率が利用者全体の20%を超えない箇所であること。
- (3) 組合等の運営上、経済効果の小さい共同施設及び規模又は能力が組合等の利用構成員(協業組合にあっては、組合員。組合連合会にあっては、その会員たる組合の組合員を含む。)の規模、利用量に比べて著しく大きい共同施設に該当しないこと。

①**経済効果の小さい共同施設**：次のいずれかに該当するものです。

- i. 利用者(組合員以外を含む。)が利用構成員の30%未満であるもの
- ii. 利用構成員が資格事業の一部を実施する際利用する組合等の共同施設ではないもの
- iii. 定款に記載された組合等の事業を行うために利用される共同施設ではないもの

②**規模又は能力が当該施設を利用する利用構成員の規模や利用量に比べて著しく大きい共同施設**：次のいずれかに該当するものです。

- i. 利用構成員全体の事業規模が共同施設の能力の80%未満である施設

この要件の確認については、立証資料と併せて補助要件を満たす旨の説明文書を必ず添付願います。

員外利用がある場合はその概要についても説明願います。

なお、事業規模の比較において、組合員以外の利用者の利用割合が共同施設利用者全体の20%を超える施設も本要件に抵触します。

- ii. 共同施設を利用する利用構成員が総利用構成員の30%未満である施設

(4) 次のいずれかに該当すること(信用協同組合は本要件の適用対象から除きます。)

- ①共同施設の災害復旧事業費の総額を利用構成員の数で除して得た額が10万円以上であること
- ②被災区域内に事業所を有し、その所有する事業所または主要な事業用資産について、全壊、流失、半壊、床上浸水その他これらに準ずる損害を受けた利用構成員数が利用構成員総数の3割を超えている組合の共同施設であること

3 事業の実施期間

原則として、平成24年3月31日までとします。

4 補助の対象となる経費

◆ 災害復旧事業費の範囲

災害復旧事業費は、被災共同施設を原形に復旧するものとして現在適正単価により算出することを原則とします。

ただし、現行法規への抵触や社会的慣習の変化等の事情により、原形に復旧することが不可能な場合においては、従前の効用を復旧するための共同施設にするものとして算出し、地形の変化等特段の理由により原形に復旧することが著しく困難であるかまたは不相当である場合においては、当該共同施設に代わるべき必要な共同施設にするものとして、必要最小限の範囲で算出します。

修復可能な共同施設にもかかわらず、取り壊して再建築する場合は、特段の理由が

ない限り災害復旧事業費を補助の対象とすることはできませんが、再建築に係る事業費とは別に修理を行った場合の見積書を取得して、当該事業費を限度に補助対象とすることは可能です。

また、移築する場合は、移転に要する経費は補助の対象に含みません。

他の補助金や保険金等と併用して災害復旧事業を行う場合は、その旨と利用状況の詳細を事業計画書又は別紙に明記し、二重交付を避けるため当該金額を災害復旧事業費から差し引いた額で災害復旧事業費を算出します。

なお、災害復旧事業費とは次に掲げる工事費とします。

(1) 本工事費	事業の主体をなす施設の工事（工事に必要な仮設工事を含む。）の施工に直接必要な労務費及び材料費（材料の運搬費及び保管料を含む。）並びに機械器具損料、営繕損料のほか下記の諸経費率に基づく諸経費を含む。
(2) 附帯工事費	本工事費に附帯して設ける工事（工事に必要な仮設工事を含む。）に要する経費（下記の諸経費率に基づく諸経費を含む。）
(3) 設備費	組合業務に不可欠な機械及び装置の費用。（据付費を含む。）

（諸経費率：建物復旧 15%以内、工作物復旧 15%以内、設備復旧 0%）

なお、災害を受けた共同施設の残存物件の取壊しに要する費用、整地費、排土費を附帯工事費として算入するものとします。

◆ 災害復旧事業の事前着工

組合等の共同施設の災害復旧事業が補助の要件を満たすものであって、交付申請の前に着手されている場合についても、確認調査により被害状況を確認した上で適正と認められれば補助の対象とすることができます。

ただし、交付申請が災害復旧事業の着工の前か後かにより、提出する添付資料が異なりますのでご注意ください。

◆ 適用除外

次に掲げるものは、補助の対象としません。

- (1)** 工作物及び土地で当該施設を復旧しなくても他の施設等に被害を及ぼす恐れのないものまたは業務上、治安上放置しても支障がないと認められるもの
- (2)** 申請前着工を行ったもののうち写真等の資料により、被災事実の確認できないもの
- (3)** 災害復旧事業以外の事業の工事施工中に生じた災害に係るもの（この場合の工事施工中に生じた災害とは、工事請負契約書に記載された着工の日から引き渡し完了の日までの間に生じた災害をいう。）
- (4)** 工事が粗漏である場合における手直し等に要する経費

◆ 消費税の取り扱い

補助金は、その制度上、実質的に負担の生じない分の消費税相当額に対し交付することは適切ではありません。

消費税の確定申告において、補助事業に係る消費税が仕入税額控除されることが見込まれる場合は、申請時点に金額が判明している場合のみ、交付申請書に補助金所要額から消費税等仕入控除税額を減額した額を補助金額として記入し、消費税等仕入控

除税額の積算内訳を別紙として添付願います。

ただし、申請時点で消費税等仕入控除税額が明らかでない場合はこの限りではありませんが、補助金の交付決定がされた後の実績報告か消費税等仕入控除税額の確定の際に金額を報告する必要があるため、補助金の支出後であっても、消費税等仕入控除税額分の返還を求めることがあります。

5 確認調査

補助金交付申請書の提出後、被災共同施設の確認調査を行います。

確認調査によって補助の要件を確認し、**補助の対象として適正と認められた災害復旧事業に対して補助金が交付されます。**

調査は原則的に書面審査により行うものとしますが、補助金額が1億円以上か、現地調査が特に必要な場合等についてはこの限りではありません。

災害復旧事業の内容に不明な点や疑義がある場合は、申請書内容の差し替えや添付資料の追加を求めることがあります。

6 補助金の率

補助金の額は、予算の範囲内において、補助対象経費の1/2または補助の上限額である2,000万円のいずれか低い額とします。

交付申請の際は、原形復旧のために必要な最小限の災害復旧事業費に基づき補助金額を算出願います。

7 スケジュール

補助金交付申請の募集開始	平成23年11月8日（火）
補助金交付申請の募集締切	平成23年11月28日（月） 午後5時00分（ 必着 ）
確認調査	交付申請提出後随時実施
交付決定	平成23年12月下旬を予定
実績報告	平成24年4月初旬まで 事業施工済の場合は完了後随時受付
完了検査	事業施工終了後随時
補助金交付	平成24年5月ごろ

8 交付申請

県が別に定める「被災中小企業組合等共同施設等復旧支援費補助金交付要綱」に規定する「被災中小企業組合等共同施設等復旧支援費補助金交付申請書」及び「補助事業計画書」各様式に**注釈に従い**必要事項を記入の上、下記の添付書類を添えて申請願います。

災害復旧事業の内容が補助の対象となることを立証するため、施工業者とも協力の上、**できる限り詳細な資料の添付**をお願いします。

交付申請にあたっては、**図面等添付資料との整合性と第三者への事業内容の説明であることを念頭に置いてわかりやすく正確に記入願います。**

【添付書類】

(1) 被災を証する書類

り災証明書・被災証明書、被災箇所全てを記録した詳細写真等（例：全てのクラックや破損したパネル枚数が確認できる遠景・近景写真）、被災箇所を明記した図面、設備等を入替する場合は、修理不能とする根拠資料（修理業者の押印した修理できない旨の説明書が添付されている等）、その他被災を具体的に証する書類

(2) 被災前の状況を証する書類

例：固定資産課税台帳（市町村の発行する公的な内容証明書）、償却資産課税台帳（市町村の発行する公的な内容証明書）、減価償却計算書（税務申告書）、不動産登記簿謄本、減価償却台帳、高度化事業実施計画書（添付書類を含む）、建築物定期報告書、工事請負契約書、売買契約書、建築確認申請書またはこれらの書類と同程度の証明が可能な書類及び共同施設関係図面

（太字部分は必ず添付する資料としますが、その他上記の全てを必要とはしません。ただし、状況に応じて被災共同施設の規模・構造、所有状況及び利用状況の立証ができるものとしてください。）

(3) 被災前の事業規模と利用状況に係る書類

被災共同施設の目的と利用形態を証し、当該施設・設備の**従前の能力と従前の利用構成員全体の事業規模が比較できる資料**及び利用構成員全体のうち当該施設を利用する**利用構成員の数と利用状況（員外利用者がいる共同施設の場合は、その利用数と利用状況を含む。）**を説明できる別添説明文書及び根拠資料

（例①：生産施設において可能な年間最大生産量や設備能力を記載したカタログ等、組合等の実際の年間生産量の記録及び当該生産施設を利用している組合員数を示した使用記録

例②：組合会館の研修室の年間の利用状況及びその利用者の記録、年間利用者のうち員外利用者が占める割合（事業規模の比較のため、人員・団体数に限らない）を示す資料

(4) 災害復旧事業費に係る書類

○交付申請後に災害復旧事業に着手する場合

・ 2者から徴収した見積書の写し

※見積内容の整合のため、1者より見積徴収後、同内容で他者から徴収する方法が簡便です。一式計上ではなく、各見積項目の単価計算等が明確になるものとしてください。

○交付申請前に災害復旧事業に着手している場合

- ・ 災害復旧事業に着手した際の見積書の写し
- ・ 災害復旧事業に係る請負契約書の写し
- ・ 災害復旧事業に係る支払関係資料
- ・ 災害復旧事業が終了しているときは被災箇所と対応する工事等完了写真

○共通の添付書類

- ・ 復旧対象設備の仕様等がわかるカタログや取扱説明書等
- ・ 復旧工事に係る図面（見積書等と整合するもの）
- ・ 災害復旧事業費の支出を承認した旨の組合等の総会議事録若しくは理事会議事録の写し

○原型復旧によらない災害復旧事業の場合

- ・ 原形復旧によらない災害復旧事業を補助の対象とする場合は、任意の理由書を別途添付願います。
- ・ 著しい被災により、補助対象外施設を含む災害復旧事業とする場合は、

補助対象となる事業費を明確にするため、各施設の災害復旧事業費の積算見積書等、全体復旧計画等に係る資料を添付願います。

(新築の場合は面積按分積算、補修の場合は施設別積算する等、補助対象施設分の災害復旧事業費の算出に資するものを添付)

・規模を縮小して復旧する場合は、縮小後の規模が適正であることを確認するため、従前の施設の能力や利用状況及び縮小後の施設の能力を証する書類を添付願います。

(6) 組合等の現況を証する書類

組合定款(震災時点で最新のもの)の写し、組合員名簿(震災時点で最新のもの)の写し、商業登記簿謄本(履歴事項全部証明書)(発行後3カ月以内のもの)、直近の決算報告書(財務諸表を含む)

(7) その他知事が必要と認める書類

9 提出期限等

(1) 提出期限

平成23年11月28日(月) 午後5時00分 **必着**

※上記提出期限を過ぎての提出は、いかなる理由があっても受付できません。

(2) 提出部数

正本1部

(3) 提出先

必ず**宮城県中小企業団体中央会を通じて**当課あて提出願います。

〒980-0011 仙台市青葉区上杉1丁目14-2

宮城県商工振興センター1階

【電話 022(222)5560】

宮城県 経済商工観光部 商工経営支援課 商工団体指導班

〒980-8570 仙台市青葉区本町3丁目8-1

【電話 022(211)2743】

10 注意事項

以下のいずれかに該当した場合は、補助金交付決定の全部または一部を取り消すことがあります。既に補助金が交付されているときは、補助金を返還していただくほか、内容によっては刑事罰が適用される場合もありますので留意願います。

- (1) 交付申請後、災害復旧事業内容の変更や組合員の増減等により補助の要件を満たさなくなった場合
- (2) 偽りやその他不正な手段により補助金の交付を受けた、または受けようとした場合
- (3) 補助金を補助対象である災害復旧事業以外の用途に使用した、または使用しようとした場合
- (4) 補助金の交付決定の内容やこれに付した条件、その他法令若しくは補助金交付要綱に基づく命令等に違反した場合